

## 第3章 パスクワ法以前の制度

パスクワ法以前の制度は、おびただしい数にのぼる法令により諸機関、諸措置の乱立する複雑な様相を示していた。国の主要機関であるD A T A Rに、ヨーロッパ、州・県・市町村・市町村間協力公施設法人が加わり、地域開発における厳しい競争が展開された。こうした諸機関の乱立が紛争の原因になるのであるが、「フランス社会の正常な発展である」と見る意見もある<sup>#1</sup>。

### 第1節 目標

第10次計画は1993年の政権交代により葬られたが、国・州間計画契約は継続された。その主要目標は、引き続きパリ・地方間、州間、都市・農村間の不均衡の是正であった。

#### 1 方針

1993年総選挙後に成立した新政権は、第11次計画の策定を放棄し、5ヵ年計画法もしくは基本法に基づく部門別活動方法（雇用、公的資金援助の計画策定、軍事関係計画策定、保安、家庭）を望んだ。1993年4月8日、エドワール・バラデュール首相は所信表明で国土整備の基本政策として、都市集中回避対策、州間の不均衡是正、人口・企業・中枢機関の調和のとれた分散を挙げた。1993年7月23日のマンドで行われた地方開発・国土整備問題省庁間委員会（C I A T）で首相は意識的な国土整備政策目標を再び取り上げるとともに、農村部の開発（フランス1000村事業）、地方自治体間の財政協力、雇用の地方移転（イール・ド・フランス州の3万の公職ポストの移転）、産業投資支援（国土整備補助金増額）等の一連の活動を開始した。首相はさらに1994年～1998年の国・州間計画契約における国の調整者としての役割と、雇用、国土整備、環境の3つの主要目標を確認した。さらに重要なのは、首相がここで国土整備基本法策定の基礎として2015年のフランスを描き出すための大規模な全国討論の実施を告げたことである。1994年1月にシャルル・パスクワ内務・国土整備大臣は事態の緊急性ゆえ基本法を待たずに1994年度の優先課題及び国の国土整備資金増額を利用した即刻実施の可能な新措置を発表した。決定された措置には、農村の再活性化、雇用創出投資奨励、地方とイール・ド・フランス州間の機会均等化、地域開発支援の継続等がある。

---

<sup>#1</sup>MADIOT Y, "L'AMENAGEMENT DU TERRITOIRE" (『国土整備』)、Masson, 1993  
年.28頁

## 2 定義の再確認

国土整備の領域については一般的な法律上の規定がなく、国の具体的な活動が輪郭を決めてきた。また、その政策は、基本的にはD A T A Rの援助資金を利用することによって形成されており、経済、政治的経緯から成り行き的に決定されることが多かった。国は当該分野において独占権的行動することがしばしばであったが、地方分権化によってその統一的支配は崩れ、対象区域(territoire)の定義そのものが変わった。現在、都市計画については都市部が、土地占用計画(POS:plan d'occupation des sols)については、市町村及び市町村連合が対象区域となる。いわゆる「郷土」(pays)は歴史的、地理的な実態であって行政区域とは重ならないが、関係者は国土整備の対象であることを希望する。県及び州の区域は、それぞれの関係地方議員がその整備行政に携わる。

大から小までのこれらの管轄区域は互いに重なりあって、一つの市町村に市町村、県、州、国のそれぞれの国土整備に携わる人々が関係し、さらに、これに欧州連合も加わる。また、法律上は州のみが国土整備の責任者となっているが、各レベルの地方自治体は自由に整備目標を決め、利用可能な手段を実施することができる。結局全体の管理を行うものがいない<sup>注2</sup>ことから、国土整備は次第に政治的になっていった。なぜなら、事業選択の正当性は技術的側面ばかりでなく、地域の指導者、企業、団体、市民等の選択に関わってくるからである。

地方自治体は1982年以来経済活動を主要活動の一つとし、また、大部分の関連情報を保有しているが、地域開発を経済活動のみにしほっているわけではない。地域開発には、基礎構造（産業・手工業地帯）、住居、環境、職業教育、文化活動、社会政策、雇用・企業援助対策等、多数の奨励策が含まれる。ただし、おびただしい関係者と活動を総括することはできない。

### 第2節 関係者間の権限分担

国土整備及び地域開発には、国土の編成に常に働きかける経済、人口、社会的力、また、国土整備政策の策定・決定、融資、実施等、様々な要素が関与している。関係主体は選択の動機及びその影響力、活動遂行力及び資金力に応じて区別されるが、民間関係者としてフランス国民、企業が、また、公的関係者として欧州連合、フランス国家・州・県・市町村がある。地方分権化以来、国が唯一の関係者ではなくなったとはいえ、地方自治体に対する優位な位置を維持しており、複雑性の増している諸関係者の自主的行動を国が調整す

---

<sup>注2</sup>GUICHARD O., *Propositions pour l'aménagement du territoire*, (『国土整備のための提案』)  
La Documentation française, 1986年, 12頁

る必要がある。憲法上は国土整備に関する国会の役割は明記されていないが<sup>注3</sup>、国土整備関連法を議決し、年間財政法の枠組みの中で割り当てられる予算を通して政策管理を行う。

## 1 国土整備における国の支配的役割

国の活動手段は、機能、予算両面において地方自治体の2倍の規模をもつ。また、国の権限は国土全域に及ぶ。しかし、その一方、国は歐州連合と権限を分担しなければならない。

### (1) 広範な権限

国は経済・雇用政策の実施及び国土整備政策の策定における権限を有する。

国土整備政策の適用範囲は非常に広い。すなわち、都市の骨格の定義・発展・強化、新都市の創設、農村部の整備・開発・保護、経済活動の開発・企業立地、社会基盤整備開発計画（高速道路、国道、鉄道、港湾、航空路、電話）、ソフト面での社会基盤整備（通信、高度情報化等）、潜在的な経済的影響力のある大規模施設の誘致（大学、研究所等）、過疎地域の観光開発等である。国はこれらの活動を管理するための様々な政策的措置を備えている。

また、国は地域の自主的行動を支援しつつ、特定部門あるいは住民に働きかける。国は活性化、融資、調整措置を通じて地域開発の活力を生み出そうとする。

### (2) 政府・行政組織

政府の国土整備活動は、国及び地域当局に基盤をもつ。首相が政策を選択し、DATA Rがそれを実施する一方、地方代表者の役割が地方分権化に伴って増大した。

#### <政府>

首相及びC I A Tが調整における基本的役割を果たすが、特に首相は決定的な役割をもつ。国土整備関連省庁の諸権限は首相の委任のもとに行使される。また、首相は規則制定権を持ち<sup>注4</sup>、地方に対しては<sup>注5</sup>通達または交渉権を通じて国・州間計画契約の枠組みにおいて国土整備方針を州地方長官に告げることができる。さらに、C I A Tの議長として調停、調整役を務める。首相はC I A Tにおいて国土整備目標を承認し、DATA R、他の行政機関または省庁との間の大規模国土整備事業等に関連する紛争を裁定し、輸送網基本

<sup>注3</sup> フランス1958年憲法第34条参照

<sup>注4</sup> フランス1958年憲法第21条

<sup>注5</sup> 1982年5月10日第82-239号及び第82-390号第1条、*Journal Officiel*, 1982年5月11日、1335頁及び1337頁

計画を承認し、部門別政策に割り当てられる予算額の決定を行う。1960年に創立されたC I A T<sup>注6</sup>は国の基本的決定機関であり、現在、政府決定の準備、省庁間調整の必要な諸問題の検討、州政策計画の策定・承認を行っている。C I A Tは内務、財務・経済、設備、輸送、都市政策、産業、農業、労働、商業・手工業各大臣、議題に関連する他の大臣、また、国土整備・地方活動担当官、計画委員及びイール・ド・フランス州地方長官から構成される。一方、D A T A Rは関連書類の作成と決定事項の実施状況の確認を行う。

政府は国土整備大臣を設置することができるが、1967年以来当該ポストは著しく変動した。1967年～1972年の間には首相付大臣補佐が計画・国土整備を担当した。また、エディット・クレッソン内閣では一人の国務大臣が都市政策と国土整備を担当したが、都市政策は国土の開発、集中地域の均衡化よりむしろ社会的側面を対象とした。ジャック・シラク大統領が1995年5月に組閣した内閣にはベルナール・ポンス国土整備・設備・輸送大臣の他に、輸送閣外大臣、農村開発閣外大臣<sup>注7</sup>がおかれた。1995年10月の内閣再編成では、国土整備・統合・都市大臣にジャン・クロード・ゴダンが任命された。

しかし、国土整備はその性格上多数の省庁がかかわらざるを得ない事業であるといえる。全ての省庁が直接あるいは間接的にかかわっている。農業・森林大臣は国土整備の優先政策の一つである農村部の整備に、設備大臣は基礎構造政策に携わっている。輸送、観光、手工業、教育、産業環境その他の大臣も同様である。しかし、国土整備のこうした水平的性格によって予算の拡散、大臣個人間の対立、プロジェクト間の対立等、マイナスの影響も生じることになる。

政府には2つの諮問機関が存在する。地方経済・国土整備部門を包含する経済社会評議会(CES:Conseil Économique et Social)と、1991年創立の国土整備専門機関である国土整備評議会(Conseil National d'Aménagement du Territoire)<sup>注8</sup>である。後者は首相の下に50人の国（政府）の代表、国会議員・地方議員代表、経済・社会関係者代表、有識者から構成され、国土整備関連プログラム・計画・綱領草案、国家設備基本計画案、また、欧州共同体地域政策のフランスにおける適用条件等について諮問を受ける。

---

<sup>注6</sup>上述部参照

<sup>注7</sup>1995年5月17日、18日及び20日デクレ、*Journal Officiel*.116号,117号及び119号

<sup>注8</sup>第2章第3節参照

## ＜政府活動機関＞

### \* 国レベルの機関

#### D A T A R

1963年の創立以来<sup>注9</sup>、D A T A Rは大規模国土整備政策をつくりあげてきた中心的な推進・調整機関である。D A T A Rの役割は、「フランスの地域間の均衡を図り、地域の潜在的な経済力を活性化するために援助する」<sup>注10</sup>ことである。長官は閣僚会議のデクレにより任命されるが、特にオリヴィエ・ギシャール（1963年～1967年）、ジェローム・モノ（1968年～1975年）の活動は記憶に残る。

D A T A Rは構想の作成、調整、将来予測を通じて諸事業に推進力を与え、その予測的観点に基づいた構想は、国会や政府の決定過程で利用される。また、中央・地方行政、地方自治体、公共・民間企業との関係を常に維持するため調整を行うとともに、国・州間契約の作成に関与する。さらに、条件不利地域への企業誘致を図るためにフランス内外で調査を行い、優遇策関連情報を提供する。

D A T A Rは種々の機関の設立にかかわってきた。地方自治体及び専門家代表が参加する省庁間作業グループ(groupes de travail interministériels)<sup>注11</sup>、国土整備関連公益団体（1901年法）等である。また、数多くの行政機関、公施設法人、企業の設立にも参加する。さらに、D A T A Rは州委員（commissaires régionaux）や産業発展協会（associations pour l'expansion industrielle）を介して地方にもその存在を確保し、州庁の州事業事務局、州議会（各州にD A T A Rの担当官が一人いる）と連絡をとっている。海外にはブラッセル事務所と16カ国に連絡機関がある。時にフランスの州の海外事務所と重複する場合もある。

#### 計画総括委員会

D A T A Rの設立以前には、計画総括委員会<sup>注12</sup>が国土政策計画の策定を独占的に行っていた。当委員会は国土整備構想を検討し、その結果を政府に定期的に提出する経済社会開発計画の中で提示する<sup>注13</sup>。国家政策計画が放棄されて以来、委員会の改革が検討されている。

---

<sup>注9</sup> 上述部参照

<sup>注10</sup> *Ministère de l'Intérieur et de l'Aménagement du Territoire*, (『内務・国土整備省』) Présentation, 1994年, 12頁

<sup>注11</sup> 1963年2月14日政令第9条

<sup>注12</sup> 1946年1月3日デクレ

<sup>注13</sup> 1963年2月14日第63-113号デクレ, *Journal Officiel*, 1963年2月15日, 1534頁

## その他の機関

その他にも国土整備に係わる行政機関があるが、政権の交代により変動する。例として地方分権委員会(Comité de Décentralisation)（イール・ド・フランス州における立地承認手続）、諸活動の立地援助に関する省庁間委員会(CIALA:Comité Interministériel des Aides à la Localisation d'Activités)（国土整備補助金支給の際に助言を与える）、鉱山地帯再建省庁間グループ(GIRZOM:Groupe Interministériel de Restructuration des Zones Minières）（ノール・ド・パ・ド・カレ州、ロレーヌ州、中南部地方）等があげられる。沿岸・湖岸保存所(Conservatoire de l'Espace Littoral et des Rivages Lacustres)（1975年<sup>#14</sup>）、州整備会社や設備会社に資本参加する貯蓄供託金庫等(Caisse des Dépôts et Consignations)は、国の権限を有する公施設法人(établissements publics administratifs à compétence nationale)である。

## \* 地方レベルの機関

### 州地方長官と県地方長官

州地方長官と県地方長官は首相及び各大臣を直接に代表する者である。その権限は1992年2月6日ATR法、すなわち共和国領土行政基本法によって強化された。

州地方長官は国の措置を地方レベルで具現化する最も基本的な役割を有している。州地方長官が国及び欧州共同体の政策を実施する。県地方長官は州地方長官の決定に従う。州地方長官は国の優先的政策と州の計画との一貫性に配慮し、国を代表して国・州間計画契約に調印する。1992年法の規定する国家行政の地方分散化(déconcentration)により、州地方長官は地域経済社会開発及び国土整備に関する州政策の唯一の責任者となり<sup>#15</sup>、また、国の投資予算に関して主要な権限を有する。1991年の都市基本法(LOV:Loi d'Orientation pour la Ville)以来、州地方長官は土地政策に関与することになった。イール・ド・フランス州地方長官は整備区域の作成・提案を行い、地方開発・国土整備問題省庁間委員会(CIAT)において当州に関する審議を準備する特別の権限を持つ<sup>#16</sup>。

県地方長官は、国の措置を当該県において実施し、地域経済社会開発及び国土整備<sup>#17</sup>予算を地方自治体、業界団体等とともに管理する。

副地方長官は地域開発推進区域としての担当郡(arrondissement:県の下位にある国

<sup>#14</sup> 1975年7月10日第75-602号法, *Journal Officiel*, 1975年7月11日、7126頁

<sup>#15</sup> 1992年2月6日第92-125号法第5条

<sup>#16</sup> 1966年8月10日第66-614号デクレ第5条、14条、15条及び16条

<sup>#17</sup> 1982年5月10日第82-389号デクレ第22条、*Journal Officiel*、1982年5月11日、1135頁

定める行政区域であり、地方自治体とは異なる)の地域開発に携わる。<sup>注18</sup> 例として郷土契約等がある。

### 開発委員会 (commissariats au développement)

開発委員会は、産業転換<sup>注19</sup>、産業化、山岳部整備の3部門に分かれる。開発委員の権限は従来型行政区域とは関係のない特定地区の問題に限定される。委員の役目は、地方自治体、業界団体、企業と協力して産業及び農村問題の解決を目指した様々な措置を模索、提案、推進することである。委員は首相により5年の任期で任命され、その管轄下にある。その業務はD A T A R、州及び県地方長官の指導の下に遂行される。産業転換または産業化担当委員は、企業経営者が会長を務める産業発展協会によって選出される役員が兼ねる。例えばローヌ州の産業転換担当委員は、ローヌ産業発展協会役員代表である。この委員の公的職務と協会の民間経営の性格が混合した資格について、会計検査院は「遺憾なる曖昧さ<sup>注20</sup>」とした。

### 省庁間整備委員会(missions interministérielles d'aménagement)

整備に関する省庁間委員会は、一定地域の特定経済開発目標（ラングドック・ルシオン州の観光整備、アキテーヌ州海岸整備等）に到達するために一時的に各省の代表者から構成される。委員会はプログラムの作成、中央行政と関係地方自治体間の調整を行う。しかし、地方分権化によって諸権限が州等に移転したので<sup>注21</sup> 当委員会の有用性は無くなった。

## 2 地方自治体の役割

フランスの地方自治体は、予算の増加、自主的活動の拡大等により非常に重要な位置を占めるようになった。地方分権化により地域の経済開発を推進する地方政策システムが整えられ、市町村、県、州は自らの地域に新しい経済活動を誘致しようと競い合うようになった。州の国土整備に関する権限が認められていてもその明確な定義はない。また、他の地方自治体による介入が否定されていないのでそれぞれの地方自治体は地域の開発に必要な整備事業を行うことができる。地方自治体は様々な機関を介して事業の実施を行うが、

<sup>注18</sup> 地方分散憲章に関する1992年7月1日第92-604号デクレ、*Journal Officiel*、1992年7月4日、8898頁

<sup>注19</sup> 1986年3月13日第86-412号デクレ、*Journal Officiel*、1986年3月15日、4083頁

<sup>注20</sup> 1981年度会計監査院報告、38頁

<sup>注21</sup> 1983年1月7日第83-88号法第33条、*Journal Officiel*、1983年1月9日、215頁

都市政策に関しては市町村の80%が国のサービスを利用している<sup>注22</sup>。

### (1) 重要な州の役割

州は、1982年3月2日法に基づいて州の経済、社会、衛生、科学、文化的開発及び整備を保証する義務がある。

州が地方の行政区画上最も広い領域を占めるので、地方レベルにおける国土整備の権限行使する最適な単位とされた。州は国・州間計画契約手続きにおける国的第一の対話相手であり、地域の大型プロジェクトの方向を決定する。その基本的役割は、文化及び交通・連絡網等の大規模社会基盤の整備、国際企業・産業地域等に係わる大規模経済活動にある。州の国土整備関与権限は次のように多岐にわたる<sup>注23</sup>。

経済開発分野（産業、手工業、農業、漁業、海洋養殖）に関しては、州は地域開発や雇用に貢献する企業投資に対し国家の援助資金（州の企業創設補助金）を割り当てることができる。また、州開発会社、金融会社に資本参加できる。

農村整備、政策計画、国土整備に関しては、州は他の地方自治体も参加する州計画を策定する。省庁間観光整備委員会に全面的あるいは部分的に参加し、設備援助計画、州立自然公園の設立及び管理に参加し、州整備会社(sociétés d'aménagement régional)の役割定義、管理及び監督に加わることができる。また、公共設備融資に参加、他の地方自治体の同意の上または他の地方自治体のために公共設備を建設することができる。この措置は道路等の大型投資の場合に重要となる。

州は住宅政策<sup>注24</sup>にも携わり、住居問題の優先課題を決定し、国の援助を補足することができる。また、住まいの質の向上、エネルギーの節約を奨励する。

都市政策に関しては、州は土地占有計画、整備基本計画の作成に参加する。

州は、州内の輸送及び海洋政策に責任をもつ。州輸送基本計画を検討し、州の非都市部における旅客定期輸送サービスに携わり、フランス国鉄と協定を結ぶ。ある種の空港も設置できる。運河及び河川港の整備、管理について権限を有するとともに、漁業及び海洋養殖企業、沿岸漁業船の近代化を援助することができる。

環境、文化遺産・文化活動に関しては、州は州内の歴史的資料等の保存、自然保護地域・文化遺産等の目録作成、州立博物館の運営・資金調達等を行う。州は環境問題には単発的な助言を与えるのみである。しかし、イール・ド・フランス州等数州では環境政策を企画し、これに支出している。

<sup>注22</sup> 1994年1月1日、*Rapport du groupe de travail sur les relations financières entre l'État et les collectivités locales*（『国と地方自治体間の財政関係についての調査グループ報告』）、François DELAFOSSE委員長、1994年5月、付属第27号、5頁

<sup>注23</sup> コルス州は、開発計画、整備計画の作成等特別の権限を有する。

<sup>注24</sup> 1983年1月7日第83-3号法第77条

また、州は、海外の地方自治体と国際協力を実施することができる。

教育分野に関しては、州は高校及び特別教育機関への投資・立地予定計画を作成しなければならない。高校、特別教育機関、農業高校、養殖及び海洋専門学校等への支出、すなわち建設、設備補充、維持管理を行う。州は職業訓練<sup>注25</sup>機関に対し支出を行い、見習い・職業訓練プログラムを作成し、また、それに関する州の基金を管理する。

国土整備に関する国・州間計画契約における州の優先的位置が法的に認められた。しかし、州だけではなく、約100の県、約36,000の市町村や市町村共同体も全て国土整備と経済開発に関わっているのである。

## (2) 県

県は予算の半分を社会事業に充てているが、経済活動も行うことができ、州の作成する計画に参加する。県は実際の現場に近い存在であることから、地域開発の実施にあたって非常に有利な立場にあるといえる。

県の活動権限には、地域整備・施設整備及び社会・文化活動の2つの領域がある。農村部施設整備プログラムの策定、支出を行うが、農業構造の県基本計画は県地方長官の権限に属している。また、県は市町村間憲章の対象区域の指定に関し見解を述べる。

道路整備への投資は県の投資全体の30.5%にのぼるが、県道及び1971年に権限が県に譲渡された国道の一部の建設、維持を行う<sup>注26</sup>。輸送の分野においては、県の旅客共同輸送を組織し、学童輸送の支出、組織化を行う。商業・漁業海港については、県はそれが自治港（自治体、商工会議所等で構成される理事会が管理する港湾）、または軍港に隣接していない限りにおいて、投資、運営、規則の策定を行う。また、海洋養殖施設整備に支出、支援する。環境に関しては、県は県の遊歩道コースを設定し、その整備に支出する。県には水資源管理の権限はないが、貯水局の施設整備・管理計画の作成に参加する。都市及び住宅政策に関しては、県は基本計画、土地占有計画及び州や国の活動について意見を求められる。1991年の都市基本法に関連して、1990年から恵まれない人々の住居に関する県の計画政策が国及び県によって実施されている<sup>注27</sup>。

県の活動はこのように多岐にわたり、本来は県の権限ではない総合整備政策を打ち出す県も出てきた。オー・ド・セーヌ県の「1992年憲章」がその一例である。

県は衛生・社会事業について一般法上の権限を持つ。しかし、国の枠組みは依然存在し、国と県との作業配分が必ずしも論理的に行われているわけではない。県は州の教育計画の策定に参加し、県の合意が義務化されている。県は中学校の教育設備及び運営費に支出し、

---

<sup>注25</sup> 1993年12月20日の雇用に関する5ヵ年法第49条に基づいて、州は1993年より26歳以下の青年を対象とした職業訓練活動を組織する権限を持つ。

<sup>注26</sup> 1971年12月29日法

<sup>注27</sup> 1991年7月13日第91-662号法

毎年の投資支出予定計画を作成する。文化の領域では、全ての地方自治体と同様に、投資支出の1%を文化施設整備、運営事業に充てる。県は中央貸出図書館（県貸出図書館となつた）及び県関連資料に責任をもち、県立博物館・美術館の整備、融資を行う。

### （3）市町村と市町村連合

市町村は住民に身近な行政単位として、都市政策、社会生活、経済活動に関する権限を持つ。市町村は、前述のように、戸籍、選挙人名簿、職業団体選挙の組織、国勢調査、地域警察、社会福祉（財政的役割のみ）等9つの機能を持つ。市町村道（全長42万km）の維持管理は市町村の施設整備費の約半分、運営費の約3分の1を占める。市町村は教育活動の実施に参加し、文化施設の投資・運営への最低1%の参加が義務づけられている、また、市立図書館・美術館・博物館、公立の音楽・ダンス・演劇学校・市民教育機関を整備する必要がある。

市町村は、国の代表者の支持を得て小学校の設立、建設を行う権限がある。小学校及び幼稚園の監督、整備、維持及び運営の権限がある。また、県地方長官に助言を与えることができる。中学校運営費に対する市町村参加義務は1994年に廃止されたが、新規投資参加は1999年まで延長された。

市街地整備は市町村の主要事業となった。社会住宅、優先市街化区域(ZUP:zones à urbaniser en priorité)、協議整備区域(ZAC:zones d'aménagement concerté)<sup>注28</sup>に関与し、産業、商業地区の整備等産業開発に参加した。市町村の提案に基づいて、市町村あるいは都市部の建築物遺産保護地区を設けることができる<sup>注29</sup>。都市計画の作成（土地占有計画、都市整備基本計画等）については市町村の権限に帰するが、その枠組みがあらかじめ決められている。都市計画関連許認可（建設・撤去許可、都市計画適合証書交付）も市町村の権限である。レジャー港の整備への投資及び管理は市町村が行うが、その建設・増築には、国の認可が必要である。環境に関しては、1992年諸法に基づいて市町村は廃棄物除去、水道管理、騒音対策、景観の保護・活用を行う。

市町村はさまざまな形で連合し、効率的に国土整備、地域開発を行うことができる。国は市町村の数の削減を奨励し、1992年2月5日法はその目的で県・市町村間協力委員会を設置した。今日、「狭い愛郷心」(esprit de clocher)は経済的現実にそぐわなくなつており、市町村間協力は大規模事業における各市町村の財政困難に対する一つの解決策である。

1994年1月1日現在で市町村間事務組合は、19,005を数えた。その連合形態は様々である。単一目標の市町村事務組合 (syndicats intercommunaux) が14,500件、複数目標の市町村事務組合が2,500件、広域市町村区(districts)32件、混成事務組合(syndicats

<sup>注28</sup> 1967年12月30日土地基本法

<sup>注29</sup> 1913年12月31日歴史的建造物法、1930年5月2日天然遺産・景観法、保護領域に関する1962年8月4日のマルロー法

mixtes)1,123件、新都市組合(SAN:syndicats d'agglomérations nouvelles)9件、都市共同体(communautés urbaines)10件（最新は1996年2月のナンシー都市共同体）、さらに最近のものとし市町村共同体(communautés de communes)548件、広域都市共同体(communautés de villes)4件である<sup>注30</sup>。これら様々な広域行政組織は、法的規定の有無を問わずそれぞれ権限を有している。都市共同体、市町村共同体、広域都市共同体、広域市町村区は固有の税体系を持つ。市町村はその権限の一部を広域行政組織に委託できる。

### 3 ヨーロッパレベルの重要性

欧洲連合は比較的遅れて国土整備に関与することになるが、1970年代初頭から急速にその遅れを回復する。1971年には欧洲閣僚理事会で、加盟諸国間の激しい投資家誘致競争の解決を目指す地方援助の調整策を採択した。国土整備はいまだに欧洲連合の政策にはなっていないが、それでもある程度の進展を遂げた。ただし、閣僚理事会が試みた調和措置とは一致しない<sup>注31</sup>。

#### (1) 欧州連合の基本的役割

現在、欧洲連合の援助対象となる地方自治体関連分野はほとんどない。しかし、国土整備は、地域政策、共通農業政策等あらゆるヨーロッパ政策に関連している。単一議定書以来、経済社会的結合は国境なき領土の必然的結果となっている。欧洲共同体の地域政策は、ヨーロッパ諸国に影響を与える投資の喚起を図ったヨーロッパにおける国土整備に重きをおいている。そこで、各国地方議員は自国政府から十分に得られなかつた援助を欧洲連合から受けようとする。欧洲共同体が諸基金を備えた重要な資金供給者である一方、欧洲委員会が諸規定の発信元であり、欧洲委員会は諸規定、規格を定める。

国家の援助は欧洲共同体規定に合致する必要がある。ローマ協定第92条は原則的に競争を歪める全ての国家援助を禁止する。欧洲委員会の監視の下における地域間不均衡の是正援助等は認められているが、その援助額は制限されている。しかし、規制措置が実際に存在していても、地域開発援助の数、種類の多さゆえに実行は非常に難しい。

欧洲連合は条件不利地域に対する独自の援助政策を発展させてきた。今日それに対処する基金として、地域開発基金(F E D E R)、欧洲農業指導保証基金(F E O G A)、欧洲社会基金(F S E)等がある。地域間不均衡が存続かつ悪化したことから、1990年代には政策の転換が図られた。国及び欧洲共同体の援助を、援助の補足原則(累積原則)に

<sup>注30</sup> VALLETOUX F., *L'inntercommunalité, révolution paisible des territoires*, (『市町村連合体、領土の平和な革命』)、*Les Echos*、1995年10月25日

<sup>注31</sup> MADIOT Y., *L'aménagement du territoire*, (『国土整備』)、Masson、1993年、106頁

よって無償方式から返済方式に変換し、優先目標、政策計画化（多年次計画）、共同体、また、国及び地域レベル間の協調を意味するパートナーシップの概念を新しく打ち出した。欧洲連合は諸国間の連帯を強化するため、1993年に結合基金(Fonds de Cohésion)を設立し、諸国間経済の不均等を軽減し、環境、ヨーロッパ輸送網プロジェクト等に融資する。当基金は間接的に地域開発の推進に資するものであるが、フランスはその活動領域に組み込まれていない。ブラッセル本部の第X V I 総局が地域政策を担当している。

欧洲委員会はヨーロッパ国土整備基本計画策定のための調査プログラムを準備し、これが『ヨーロッパ2000+：ヨーロッパ圏整備協力』書となり、プログラムが1999年まで延長されることになった。地方当局を代表し欧洲委員会に助言を提供する地方委員会(Comité des Régions)は第X V I 総局とともにこの基本書に基づいた一連のセミナーを開催する予定である。D A T A Rは1995年3月のヨーロッパ各国国土整備大臣会議の際に、共同体国土開発基本計画を作成し、現在の傾向に基づいて2015年のヨーロッパにおける主要傾向を表示した。3枚の図面（都市集中、土地問題等）が「容認不可能なシナリオ」と評された<sup>注32</sup>。経済社会委員会が「国土整備政策」を1996年3月の政府間会議の協定に取り込むことを要請し、同様に地方政策担当委員もD A T A Rの予測に基づいて要求した。しかし、ヨーロッパ地方政策からヨーロッパ圏整備政策への移行は非常にゆっくり進めている。

## (2) 欧州閣僚理事会の推進者としての役割

欧洲閣僚理事会の関心は、生活環境の質を保護しながら地域間の均衡を図ることであるが、国土整備に関する理事会の役割は、物質的な手段を欠いているので推進措置に留まっている。

理事会は理事会内部における国土整備政策の調和に努める。1983年のヨーロッパ国土整備担当大臣会議でヨーロッパ圏整備憲章が採択され<sup>注33</sup>、次いで欧洲閣僚理事会の閣僚委員会によって加盟諸国に対する勧告第R (84) 2号の中で確認された。これは大きな前進であった。憲章は、国土整備を「全ての経済、社会、文化及び環境政策を空間的視点から表現すること」とする。理事会は加盟諸国が、憲章が規定する原則に基づいて自国の国土整備政策を築くことを勧めた。理事会は、また、ヨーロッパ圏整備基本計画にも取り組

<sup>注32</sup>VALO L., "L'aménagement du territoire à l'heure européenne-Enrayer le scénario de l'inacceptable"（『ヨーロッパ時代の国土整備－容認できないシナリオを防ぐ』），*Le Monde*, 1995年4月1日。

また、DATARも1970年に将来の見通し調査を発表している。“Une image de la France en l'an 2000:scénario de l'inacceptable”（『2000年におけるフランスの姿：容認できないシナリオ』）

<sup>注33</sup>“Schéma européen d'aménagement du territoire”（『ヨーロッパ国土整備基本計画』），Conférence Européenne des Ministres responsables de l'Aménagement du Territoire, Strasbourg, Conseil de l'Europe, Service de l'Édition et de la Documentation, 1994年

む。

地方自治体は欧州閣僚理事会に地方当局常設会議(Conférence Permanente des Pouvoirs Locaux)を置いて調査の実施や国土整備担当大臣会議との協力を働いている。

#### 4 民間関係者：市民と企業

##### (1) 市民

市民は人口動向や、社会学的、政治的行動を通じて複雑な役割を演じている。人口の地域的に不均等な高齢化が開発努力の障害になることがわかっている。人口移動はなお活発であり、フランス人の移動性も人口や諸機能の集中化に一役買っている。これにより、大都市地域における高い住宅密度が公共投資負担を高める一方、他の地域では投資の採算が合わないという二重の問題が生じている。さらに、一戸建志向、車の著しい普及、一時的人口移動の進展により、投資が流行や輸送網との関係で誘導されるが、大規模設備を建設しても一年のある一時期しか利用されていないのが現状である（冬のスキーフィールドの例として観光施設、道路、高容量電気設備等がある）。

##### (2) 企業

一般的に、大企業より一つの地域にのみ施設を持つ中小企業が地域と最も密着した関係をもつ。大企業は複数地域に分散する可能性が高いが、ローヌ・アルプ州のローヌ・プランク社のように一つの州に幾つもの工場等を持つ企業もあり、このような場合、企業の危機、再編成時に州の雇用に及ぼす影響は非常に大きい。しかし、一般的には大企業の戦略は州レベルではなく、国または国際的レベルにあるといえる。

中小企業の移動性は低いが、大企業、特に外国企業の移動性は経済活動の国際化のために高い。こうした大企業は一定の条件がそろえば（交通・通信網、必要な労働力の存在、生活環境等）、比較的の場所に関係なく新規施設を設置するので地域の工業化あるいは再工業化を支援することになる。地方自治体はこれらの条件を満たしていることを、自ら、あるいは商工会議所（ヴァランシアンヌを参照）、開発機関（リールのAPIM等）等を通じてフランス内外での誘致宣伝に努めるのである。これらの組織は競争関係に入ったり、時には協力体制を作ったりする（ヴァランシアンヌ・ダンケルク・リールの例）。DATARの海外事務所も企業開拓に参加する。企業が基本的な雇用を保証する一方、公側は企業に設立、定着、発展を奨励し、また、転出しないよう勧めながら企業決断に影響を及ぼそうとする。公側はその奨励策として補助金、減税・免税、貸付、債務保証等の財政優遇策を講じる。

### 第3節 政策の実施

国は国土整備に主要な役割を果たしているが、その実施にあたっては上述の国の諸機関や国・州間計画契約を利用し、また、経済開発への関与については企業あるいは地方自治体を通じて財政援助及び税制優遇策を講じている。これらは権威的措置ではなく、奨励的措置である。地方自治体も財政・税制手段をもち、地域開発の促進に向けた諸組織を作っている。契約方式が増えてきたことは特筆に値する。しかし、国と地方自治体の企業援助、国土整備及び地域開発への直接・間接的影響を識別することは非常に難しいので、以下、主要な援助方法について記述することに留める。

#### 1 国の手段

##### (1) 制度

###### <行政手段>

C I A TにおいてD A T A Rの作成する社会基盤整備基本計画（T G V、大学等）が採択される。社会基盤整備（道路網、土木工事、学校・病院施設、行政施設等）は、公共サービス機関及び公営企業を通して直接、間接的な法的手段(EDFやSNCFとの計画契約等)により行われる。

イール・ド・フランス州には企業の定着、拡張を牽制する特別手段がある。1955年に地方分権化委員会<sup>注34</sup> (Comité de Décentralisation)の同意した大臣による非常に強制的な定着認可制度は1985年にかなり軽減されたが、税制的牽制措置は残っている。すなわち、事務所・研究所建設費負担金、通勤費負担金（特定雇用主には返済される）、イール・ド・フランス州の整備資金源となる事務所不動産税（年間）等である。パリ地方の過密状態を緩和するため、かなりの公共サービス部門が地方に移転したが、これは今後も継続される。しかし、公共サービスの立地に関する強制的措置は強い反対にあった。

###### <主要契約方式>

国土整備政策の実施は企業あるいは地方自治体との契約により実施されることが多いが、後者は財政的優遇策等の見返りとして諸目標に従うことを約束する。これは現在、国・州間計画契約として、1955年以来フランスで行われてきた政策計画、国土整備及び行政の地方分散を伴う地方分権化という3つの大きな柱を包括したものとなっている。

<sup>注34</sup> 都市計画法典第R510-2条

## 国・州間計画契約 (contrats de plan État-région)

国と州との間に結ばれる計画契約の手続きは1982年に決められ<sup>注35</sup>、その後諸政府による定義を経て1993年7月12日のC I A Tにて明確にされた。計画契約は国土整備政策の優れた手段であると同時に諸州間の連帯を確かにするものである。計画契約の第3世代はそれ以前の計画契約とは手続きの上でも、手段及び地方分権・地方分散原則に基づく目標の上でもはっきりと区別される。州地方長官と州議会議長が計画契約交渉に入る前に優先課題を決めるようになった。計画契約により各州における国、州議会、その他の地方自治体、欧州共同体それぞれの優先課題に一貫性をもたせることが可能になった。州は中期的な経済・社会・文化開発目標を決める州計画を他の地域関係者と協調して策定しなければならない。国の側では国の優先課題を実施するという観点から州との契約に調印する。この計画契約は、従来のように部門別戦略ではなく、国がある州の圏域内の全体的な戦略に対して契約することを意味し、戦略を最も必要としている町や村が十分に組み込まれることになる。大学2000年計画、都市契約、海外県契約等も国・州間計画契約の中に入る。

国・州間計画契約の期限は国の政策計画にならっている（1983年～1988年、1989年～1993年、1994年～1999年）。マンドで行われたC I A Tでは、①目標に基づいた契約の締結 ②散逸回避のための選別 ③合同出資（国及び複数の公共団体による出資）のできる限りの回避 という3原則を決めた。契約は出資総額ではなく、プロジェクト、出資計画及び多年次計画に基づく具体的かつ綿密なプログラムに対して結ばれる。これが当契約の「目標契約」と呼ばれる由縁である。州レベルにおいては州地方長官及び州議会議長が調印する。各州地方長官は首相から次の2つの件について交渉権を委任される。一つは、国が必須とみなす核心的事業で（総額の75%を占める）、輸送基盤、都市政策及び教育・文化部門が対象となる。もう一つは（総額の25%）地方長官の自由裁量に任せられており、地方議員と各地方自治体の権限を尊重しながら交渉する部分である。また、計画契約の経済的評価措置がとられるようになった。

## 国土整備協調プログラム (P A C T:Programmes d'Aménagement Concerté du Territoire)

1988年に始まるこのプログラムは国・州間計画契約の中で特に問題のある地域を優先的に取り上げるもので、農村、観光、都市部、高等教育等のP A C Tがある。

## 開発・整備市町村間憲章 (C I D A:Charte Intercommunale de Développement et d'Aménagement、1983年) <sup>注36</sup>

<sup>注35</sup> 1982年7月29日第82-653号法

<sup>注36</sup> 1983年1月7日法第29条

これは、自由に市町村が集まって地域計画のための将来の展望を記す協定文書である。農村部に関しては、当憲章が農村整備計画、郷土契約に代わることになった。対象となるのは3から50の農村都市町村が集まつた小地方、郷土で、その経済・社会・文化的開発の中期的な展望を定め、適切な行動プログラム及び公共設備・サービスの組織・運営条件を決定する。憲章は国の代表者の承認を得た後、州計画、県援助プログラム、都市計画関連書類（基本計画、P O S）、また、地方長官による土地整備手続実施等の検討にあたって考慮される。憲章の対象としては国土管理、観光開発、経済開発等がある。

#### 州立自然公園(parc naturel régional)

当該公園の面積も様々であるが、開発・整備にも各種の形態があり、单一あるいは複数の地方自治体がかかわる。地域開発と国土の保護を目的として、創設の決定は関連地方自治体の同意を得て州が行う。環境省により「州立自然公園」の名称使用権が許可され、また、管理組織、プログラム等を決める権利協定が有効化する。ヴェルコール州立自然公園の例を本報告書第2部の各論で取り上げた。

その他の契約形式については後述する。

#### <条件不利地域に対する特別措置>

特定の地域を対象として取られるこの措置は、一時的、部分的あるいは全面的な財政優遇措置である。同措置の実施にあたっては指定地域の選択に関し、欧州連合の承認を得なければならない。

#### 産業転換区域(pôles de conversion)

1984年に開始された。15区域が雇用・産業転換計画において認められ、企業設立の特別措置を受けている。旧来型産業の衰退（製鉄、石炭等）や技術革新によって雇用が打撃を受けた地域である。国土整備補助金(PAT)の特別給付率が認められ、その他にも国土整備援助基金（F I A T:Fonds d'Intervention pour l'Aménagement du Territoire）や欧州地域開発基金（F E D E R）からの資金援助、社会保障費の免除等が受けられる。

#### 企業ゾーン（または減税地域）(zones d'entreprises)

政府が欧州委員会の同意及び法的許可を得て、雇用問題、企業の活動停滞が特に顕著な地域に対して設置したものである。企業ゾーンは、国と当該地域の整備にあたる公共法人（地方自治体、地方自治体連合、民間の業務受託機関）との協定に基づいて閣僚会議のデクレにより設置される。あまり広くない範囲の地域における集中大型税制優遇策が企業の立地決断に決定的な影響を及ぼすという考えに根付いている。最も著しい優遇策は、ダン

ケルク等における10年間の法人税の免除である。

## (2) 財政援助

国は地方自治体、企業、あるいは個人に対して援助を行うが、特に不利な状況にある地方自治体への援助は、地方自治体間の連帶を通じた複雑なメカニズムを介して行われる。また、国土整備援助に関しては、州がその経済介入権限の中で行う直接援助に加えて国の給付が行われる。援助は計画または協定・憲章の中に統合されたり、対象が部門別（観光、手工業等）、地域別（郷土契約等）、職種別（農業従事者等）あるいは製品別であったりする。

### <地方自治体への援助>

国は複雑な均衡化メカニズムを通して地方自治体間の連帶を作り出し、地理、経済、社会的に不利な地域に追加的資金を支給する。

#### \* 財政援助

自治体に対する財政援助は、数、種類ともに多いが、必ずしもそれらのいくつかを同時に受けることができるわけではない。運営補助金の中には経常費総合交付金(Dotation Globale de Fonctionnement)、国の職業税均等化基金(F N P T P : Fonds National de Péreéquation)に対する予算給付金(Dotation Budgétaire)、農村開発交付金(Dotation de Développement Rural)、法的免税・減税補填等が含まれる。経常費総合交付金の中には一括交付金(Dotation Forfaitaire)（基礎給付、均等化給付、観光給付等）及び整備交付金(Dotation d'Aménagement)（連合給付、都市連帶給付、農村連帶給付等）が含まれる。投資援助は、付加価値税補填基金(Fonds de Compensation pour la TVA)、建設整備費総合交付金(Dotation Globale d'Équipement)等を含む。連帶基金(Fonds de Solidarité)は1991年にイール・ド・フランス州の市町村間で設立された。国も1993年1月1日から幾つかの州の税収によって構成される州間不均衡是正基金(Fonds de Correction des Déséquilibres Régionaux)を開始した。これらの財政援助は定められた条件を満たす地方自治体に給付される。職業税均等化基金の第1項目となる農村開発給付は県地方長官により住民数及びその他の援助に応じて該当地方自治体に分配される。

#### \* 財政的補填

これは国税の一部、また、残りは地方分権化総合給付金予算によって賄われる。コルシカ州には特別措置が存在する。

## \* その他

その他にも国のかかわる特別援助として、民間の自主的行動が困難な場合に文化省補助金の形で映画館活動維持のための財政援助あるいは市立劇場財政援助（修復・整備）がある。

## <他の援助>

主に国土整備省が給付を行うが、その他の省庁も実施している。

### 国土整備補助金 (P A T :Prime à l'Aménagement du Territoire) <sup>注37</sup>

国の決める一定地域において最低限の雇用件数を創出する工業、第3次産業、研究開発会社に対し与えられる。国土整備担当大臣が、D A T A R が事務局の運営を行う諸活動立地援助省間委員会(Comité Interministériel d'Aide à la Localisation des Activités)への諮問を経た後に与える。1990年、農村部投資援助がこれに加わった。

### 農村部産業投資援助(Aide à l'Investissement Industriel dans les Zones Rurales)

1991年に開始されるこの直接援助は州地方長官に権限が移転された。固有の農村的または産業的性格が原因で不利な状況にある農村部の経済開発を推進することを目的とする。これらの地域で投資、雇用創出する企業に対し条件付で援助金が給付される。当援助は地方自治体の給付する州雇用補助金（P R E）、州企業設立補助金（PRCE:Prime Régionale à la Création d'Entreprise）とは重複不可能である。

その他にも、管轄省庁による農業部門（農業経営者の定着等）、文化部門等の補助金がある。

## (3) 主要基金

基金の種類は多く、複数の省庁から得たり組み合わせたりすることができる。国・州間計画契約由来であったり、契約以外からであったりする。その金額の多少も、予算構造的にも非常に多岐にわたる。以下は数例である。

### 国土整備援助基金 (FIAT:Fonds d'Intervention pour l'Aménagement du Territoire)

国土整備政策の実施に必要とみなされる補足的設備に対して融資を行うものである。D A T A R と同年の1963年に発足した。それには2種類の介入がある。第一は国の権限に帰

<sup>注37</sup> 1982年5月6日修正第82-379号デクレ

するもので、大型エネルギー生産設備、航空路、地域開発政策の実施、一般利益のための革新的実験等がある。第二は、国の介入事項を地方自治体に委託して、困難な地方のために国連帶を高めるために施すものである。国は国・州間計画契約の枠組みの中で介入する。

#### 地方分散化援助基金 (FAD:Fonds d'Aide à la Décentralisation)

1971年に発足したが1992年からイール・ド・フランス州のみを対象として運営開始となる。イール・ド・フランス州から離れることを希望する第2次、第3次産業の企業の移動に対して2種の援助がある。企業に伴って移転する給与生活者への援助、雇用者数及び移動先地域に応じて企業に給付される援助である。

#### 鉱山地帯再編成のための省庁間グループ(GRIZOM:Groupe Interministériel pour la Restructuration des Zones Minières)

1972年に設立され、ノール・パ・ド・カレ州、ロレーヌ州、中南部の主に炭鉱地帯の改革を目的とする（道路、坑夫住宅、環境、共同設備）。大概は国・州間計画契約の枠組みの中で実施される。

#### 省庁立農村開発・整備基金 (FIDAR:Fonds interministériel de Développement et d'Aménagement Rural)

1979年に発足し、経済、人口の構造的問題をもつ地域に介入する。特に山岳地帯が対象である。当基金は地域開発に貢献する諸活動を支援し（観光推進、農村部の企業設立、雇用保護等）、開発総合プログラムの中に組み込まれる。基金の介入は国・州間計画契約の枠組みの中で行われる。

#### 山岳地帯自主開発援助基金 (FIAM:Fonds d'Intervention pour l'Auto-Développement en Montagne)

山岳地帯関連法により1985年に設置された<sup>注38</sup>。山岳地帯の開発戦略を支援する。応用研究、革新的技術、実験、山岳地帯に適した地域の活性化及び経験・技術の普及を援助する。融資対象となる活動は、国の代表者と受益機関との協定に基づいて決められる。当基金は国・州間計画契約の枠組みには入らない。

---

<sup>注38</sup> 山岳地帯に関する1985年1月9日第85-30号第7条第7段及び第80条

## 地域自主的雇用対策に対する地方援助基金 (FRILE:Fonds Régionalisé d'Aide aux Initiatives Locales pour l'Emploi)

1988年に設立され、雇用に有益なプロジェクトの推進とその実現に参加する地域の自主的活動を支援する。複数の省庁の実施する活動を補う。地方自治体、市町村間協力組織の構想による活動を優先的に扱う。基金の介入は国・州間計画契約の枠組みの中で行われ、州地方長官によって管理される。

## 2 地方自治体の手段

地方自治体は財政、税制、法的に非常に幅の広い手段を利用できる。州、県及び市町村の各介入手段にはほぼ同様の可能性と制限範囲がある。地方自治体は経済開発のため、直接あるいは間接援助を図ることができるが、経済関係者が地方議員に圧力をかけて援助を得ようとするのを防ぐため、特定の援助については法により禁止されている。介入にあたり、補足の原則、商工業の自由の原則（自由競争を歪曲しないこと）、法の前の平等の原則（同様の状況にある企業及び市民の間には差別はない）の3つの原則が尊重される。補足の原則とは、国が経済社会政策及び雇用保護対策の実施責任を保有するので、地方自治体の経済的介入が国の実施する活動に取って代わらないことを意味する。同様に、国が国土整備政策の責任者であるので国の政策的至上命令に応じて援助が変わることがある。

### (1) 財政手段

財政手段には地方自治体の規模及びその資金の大小により非常に幅がある。地方自治体は法的、政治的、社会学的制限を受けてはいるが、予算編成には大きな自由がある。予算の投資及び運営項目を見ると地方自治体の活力と優先課題が明らかになる。財政手段は結局、地方自治体の支出の中に反映されているのである。支出の中では共同施設融資が特に重要になっている。また、地方自治体は伝統的に文化・スポーツに介入してきたが、当分野の採算性が低いことから公共部門が引き受けるという理由に加えてこれが地方自治体の繁栄、発展につながるからである。

### ＜経済開発援助＞

直接援助は法的に数量が制限されており、間接援助とは区別される。主として州の権限下にある。県及び市町村は規則の定める範囲内で直接援助を補足することしかできない。

#### \* 直接補助

これは全国に適用できる。

### 州企業設立補助金(PRCE:Prime Régionale à la Cr éation d'Entreprise)

州内に創設した企業に対し、州議会の定める方法に従って最高15万フランまで（特定地域は最高20万フランまで）給付される。

### 州雇用補助金(PRE:Prime Régionale à l'Emploi)

雇用を創出・維持した企業に対し、最高30件を限度として地域により1件あたり1万～4万フランを給付。国土整備補助金（P A T）との重複は不可能。

### 貸付及び長期金利補助金(Prêts, Avances et Bonifications d'Intérêts à Long Terme)

30件以上（企業拡張の場合には10件以上）の雇用を創出する企業に対し割り当てる。

#### \* 間接補助

間接補助は地方自治体により、単独または他の援助とともに行われる。これは企業環境を向上させるもので、原則的に特定企業が有利にならないようにする。したがって自由原則に基づいている。地方自治体は、支払延期または分割方式による用地分譲などにより便宜を図り、工業・手工業地区の整備を行い、また、人材養成、企業経営、輸出助言、技術革新、起業等に対し援助を行う。州は州開発契約の枠組みの中で大規模な中期投資・雇用刺激介入措置を取ることができる。

間接補助は産業用建築物の販売・賃貸借が規則化されているのみである（本報告第2部各論のディオワ区、フィトサン社を参照）。地方自治体はフランス全土において産業用建築物を獲得し、改装後には市場価格と改装後原価との差額に等しい額の値引きをして転売することができる。援助方法については当該地域の権限を有する議会が決定する。国土整備補助金（P A T）資格対象地域では、建築物価格の25%まで値引きをすることができる。

#### \* 助成金(subventions)

これは補足原則に従わない直接援助であるが、全ての地方自治体は映画館、スポーツクラブに当助成金を給付できる。

### <困難な状況にある企業に対する援助>

州及び県が企業との間に援助方法及び再建措置に関する協定を結べば自由な方法で行うことができる。1988年以来市町村は困難な状況にある企業に介入できなくなった。

### ＜農村部住民サービス維持援助＞

民間の自主的活動に不足がある場合、地方自治体は自由に援助をすることができる。個人貸付、商工業直接サービス、ホテル開設援助等がある。

### ＜債務保証・保証金＞

民間法人が条件付で銀行から借り入れを行った場合に適用される。

### ＜保証基金＞

地方自治体は、民法上の法人（特に企業）に対する信用貸付を唯一の業務とする信用貸付機関の資本に50%まで参加できる。当基金は信用貸付に伴うリスクの一部をカバーし、代表債務者が能力を喪失した場合に機能する。

## （2）税制手段

税制手段は、個人及び企業の諸活動を指導するために従来から地方自治体が利用してきた方法である。これは地方自治体の自由意思に基づくものであるが、国の許可を必要とする。税金、公課を一時的に全額、あるいは一部免除する制度が適用される。税制手段は非常に重要な手段であるにもかかわらず大きな発展は見られない。

### ＜職業税(taxe professionnelle)免除＞

最も知られているもので、全ての地方自治体は、大臣命令により「国土整備が有益である」とみなされた地域において5年間利用することができる<sup>注39</sup>。地方分権化、産業または研究活動の創設・拡張、産業転換等を実施する企業が対象となりうる。

### ＜登記税の減額＞

地域開発を推進するため、営業権の取得及び不動産取得に適用される移転税が、職業税の一時免除を受けられる事業に関して割引される<sup>注40</sup>。

援助総額は、同一プロジェクトに対する各種奨励策の合算方式で決まる。例えば文化・スポーツ分野の支援には、若者の家の保管維持、協会運営援助、興行税の廃止、債務保証等がある。農産物加工業関連企業のプロジェクトに対し、国土整備補助金（P A T）が農業省の援助に加算される。また、国土整備補助金（P A T）は、地方自治体の割り当てる建築物購入・賃貸援助についても欧州連合規則の許可する範囲において、州企業設立補助金（P R C E）、職業税免除及び移転税割引等の税制奨励策とも合算され得る。

<sup>注39</sup> 税制一般法典第1465条

<sup>注40</sup> 税制一般法典第721条及び第697条

### (3) 法的手段

地方自治体は非常に広範囲に及ぶ法的介入手段を利用することができる。国と地方自治体、または地方自治体間で共同措置を取ることができる。地方自治体は、また、開発計画の枠組みを利用利用することができる<sup>注41</sup>。

#### ＜開発計画＞(plans de développement)

地方自治体は、場合によっては多年次の開発計画を用いることができる。これは総合計画であったり、特定の分野に限られた計画であったりする。ディオワ区の計画は地域開発の全側面を考慮に入れたものである（各論参照）。州にとっては、この開発計画が国との契約の基盤となる。過去2世代の国・州間計画契約は事前の政策計画なしに調印されたことが多かったが、1994年から全ての州が計画の作成を行うようになった。また、地方自治体が白書や予測調査報告を作成することが多くなった。

#### ＜契約方式＞

現在は契約方式の重要性が認識されている。計画契約において地域関係者と国が開発プロジェクトで協力し合い、その原動力をを利用して欧州連合等様々な方面から補足し合う各種資金を得ることができる。州は国・州間計画契約に積極的に取り組むほか、他の地方自治体の活動にも参加する。国・州間計画契約の第3世代においては、国レベルでの調整が進み、年間予算法の給付範囲で国が融資を保証するという行政契約となった。地方自治体は事業を国・州間計画契約の中に繰入れ、道路建設（バイパス、国道連絡道路）投資等に国から相当の融資を取り付けようとする。

この計画契約は、国と州の関係の安定化につながった。国の融資が年度の途中で中止されることを回避し、権限配分に関する曖昧さも解決した。州は国土整備の施行者として国と交渉し、事業を提案する。州議会議長が契約に署名する。契約では国の財政努力を利用しながら州間の不平等に配慮する。1993年、州は収税力、失業率、雇用進展の3つの基準により分類された。国の予算関連規則が非常に多様であることから、契約全体に関する財政措置の質・量、予算契約期限、関係協力者の数（市町村、県、欧州共同体基金、公施設法人、国営企業、各種の庁）等を正確に知ることは不可能である。

イール・ド・フランス州には特別措置が存在する。パリ盆地憲章(Charte du Bassin Parisien)が1994年4月5日に国と8州によって調印された<sup>注42</sup>。これは2015年を目指す戦略的計画書であり、パリ盆地に関する州間計画契約(contrat de plan interrégional)（1994年～1999年）の作成は最初の具体的成果であった。

<sup>注41</sup> 計画 (plan)は片務契約であるが、契約 (contrat)は当事者間の意思の合意である。

<sup>注42</sup> ブルゴーニュ、サントル、シャンパーニュ・アルデンヌ、イール・ド・フランス、バス・ノルマンディ、オート・ノルマンディ、ペイ・ド・ラ・ロワール、ピカルディ

1993年10月、計画統括委員会は1994年に締結される1994年～1999年期契約に関して3つの特徴を明確にした。第一は、フランスの計画政策史上初めて全ての州議会が多年次行動プログラムの調整に先立って戦略的政策計画に取り組むことになった。第二は、地域の状況の多様性を反映して、協調化手続きを州ごとに決めることがある。第三は、この協調化手続きにより法的規定をはるかに超える非常に多数の地域関係者・専門家がかかわることになることである。

計画契約には次々と追加契約が加えられていき、契約数は相当な数になった。「契約ネットワーク」は単なる計画契約をはるかに超えて、地方自治体、地方自治体と企業、組合組織、市町村連合機関、各国の地方自治体代表部との間の関係を網羅するのである。

都市ネットワークは、規模の非常に異なる都市を結び付ける。一般的には州及び県であるが、時に商工会議所が入る。国は国・州間計画契約の枠組みにおいて資金援助する。都市ネットワークの目的は、ヨーロッパの都市全体に対抗できる一貫的かつ連帯的な都市の骨組みを発達させ、国土の再均衡化を確かなものにすることである。1990年に始まる目標憲章(Chartes d'Objectifs)はフランスの主要都市圏(métropole)に関するものであるが、そのうち最初に調印されたのは1994年3月のナント・サン・ラザール憲章である。これは15年に渡る長期大都市圏開発の戦略策定に向けて、該当地方自治体(州、県及び都市)、ロワール川河口協会、ペイ・ド・ラ・ロワール州地方長官を集めさせることになった。憲章署名者は、特に国・州間計画契約及び欧州共同体プログラムの枠組みの中で決められた諸目標を実現するため、各自の権限の範囲内で諸措置・資金調達の実施を約束した。

市町村も各種の協定を結ぶことができる。シヴォム・ヴィヴァレ・リニヨン(SIVOM Vivarais-Lignon、アルデッシュ県及びオート・ロワール県内の9つの市町村)は、文化遺産を修復、活用しようとする協定である<sup>注43</sup>。

介入の散逸化を避けるため、諸契約における介入活動が統合される傾向にあり、州は個々の市町村に援助を提供するより地方自治体グループと契約を結ぶことを希望するようになった。例えば、ローヌ・アルプ州議会は地域を「日常生活の場」として整備するための州議会援助を統合した。州は、共通の歴史、地理、経済的関心をもつ諸地域を集めて総合開発契約(CGD:contrats globaux de développement)を結んだ。民間企業が事業選択を行い、目標契約が作成された後に5ヵ年プログラムが準備される。これらの総合開発契約は、現場の担当者(経済開発事務所等)が州及び国の職員と連絡を取りながら作成する。総合開発契約を基盤として州と締結される各種都市契約、テーマ別契約が生まれていく。州は、欧州共同体との共同行動を発展させるとともに、州と県・市町村との間に結ばれる多数の契約を管理する。リムザン州議会は、道路網の改善を図る第3次国・州間計画契約に加え、州のほぼ全域を対象とする、4年に渡る地域発展契約(contrats régionaux de

---

<sup>注43</sup> Le Courrier des Maires, (『市長便り』)、1995年11月24日、25頁

développement local)を締結することにより、地域発展を推進し、市町村間の協力を奨励することを決定した。同契約は農業、企業、観光及び新たなイニシアチブに基づく活動の発展に関するものである。ポワトゥー・シャラント州は、州と市町村連合組織（市町村組合等）、業者団体（生産者組合等）または企業との間に結ばれる組織的な農村部整備事業に関する3ヵ年の州地域自主活動契約(contrats régionaux d'initiative locale)の準備を開始した。この契約により他の公的援助を引き出すことが可能になる。

#### (4) 地方の整備機関

全ての地方自治体は、直接介入、あるいは、間接的に事前調査を行う整備・開発組織を設置し、またはそれに参加することができる。これは法的手段のひとつである。様々な組織形態が存在するが最も多いのが混合経済会社であり、その他にキャピタル・リスク機関、単純な協会等がある<sup>注44</sup>。地方の整備機関は、種類、数ともに多く、その活動も多岐に渡ることから漠然として不明瞭であると評されているが<sup>注45</sup>、地域開発の活力を示している。

##### <専門業種会議所>(chambres professionnelles)

専門業種会議所は、公施設法人(établissements publics)である。州計画の検討、大規模整備事業（経済活動地域）、特別政策の実施（山岳地域等）、企業設立等に参加する。ヴァランシエンヌ等の地方自治体は、経済開発事業を完全に専門の商工会議所にまかせて他の地域開発作業に専念している。

##### <地域混合経済会社> (sociétés d'économie mixte locales)

地域混合経済会社は地域公共サービスの管理方式のひとつであると同時に地域開発の主要パートナーでもある。整備・建設事業、商工業的性格を有する公共サービス、さらに、地方自治体の権限に入る一般利益に関わる様々なサービスの運営を行う。市町村、県、州及びその各連合体は地域混合経済会社の資本金の半分以上を保有していかなければならない。

地方自治体は高速道路建設会社、国民物流市場会社（仲介業者を減らすことで流通経路の簡素化を図る卸売市場）、州整備会社、商工業用不動産会社（企業が大きな投資を図ることなくその事業に必要な建物、設備を得られるようにすることを目的とする）等、他の混合経済会社に資本参加できる。また、外国の地方自治体も一定の条件の下に、フランスの地域混合会社に資本参加することができる。

州整備会社(sociétés d'aménagement régional)は、特定の州の開発のために州の大規模整備（水力発電、灌漑、都市・工業地帯への水供給、農村整備、観光開発等）を行う。

<sup>注44</sup>MADIOT Y., *L'aménagement du territoire*, (『国土整備』)、Masson, 1993年, 100頁

<sup>注45</sup>MADIOT Y., 同上, 96頁

地方自治体、専門業種会議所、貯蓄供託金庫等の公的資本が大半を占める。

#### ＜州開発会社＞(SDR:sociétés de développement régional)

州が設立する株式会社である。地域開発の総合的な目標をもつ。財政省と合意を結び、同省に行動プログラムを提出し、常勤の国の代表を一人置かなくてはならない。その代償として、税制、財政上の優遇措置を受ける。1995年6月現在18社を数える。州開発会社は企業資本参加、貸付、保証供与、ネットワークの組織化を行う。現在非常に困難な状況にあり、その存在価値が問われている。

#### ＜地域経済開発協会＞(associations de développement économique local)

民法上大変柔軟な法的組織であり、法人及び個人を構成員とすることができる。しかし、その柔軟性のために、しばしばその資金の大半を出資している地方自治体の不正行為の隠れ蓑ともなりかねない。以下は幾つかの協会例である。

#### 産業発展協会(associations pour l'expansion économique)

産業担当委員(commissaires économiques)が長を務める当協会は、DATA、地方自治体、企業経営者、専門業種会議所の長によって設立される。官民混合組織である。

#### 雇用委員会(comités de bassin d'emploi)

地域の活動から生まれた組織で、地方議員、企業経営者、労働者の代表からなる。地域開発関係者と協力することもできる。地方長官の認可を受けた約100の全国団体が存在する。その役目は地域の経済状況に応じて経済活動を創出することである。国（労働省）及び地方自治体から資金援助を受ける。

#### 経済発展委員会(comités d'expansion économique)

1943年に地域の発意により生まれた。地方議員、企業経営者、専門業種会議所の長から構成される。このネットワークを利用して重要な調査、提案を行う。一例としてヴォージュ整備・推進・発展委員会(CAPEV:Comité d'Aménagement, de Promotion et d'Expansion des Vosges)がある。

#### 地域開発機関(agences de développement local)

地方議員及び企業経営者等の地域経済開発関係者の協会である。リール都市圏国際推進機関 (APIM:Agence pour la Promotion Internationale de la Métropole Lilloise)がその

一例である。もう一つの例として、1995年にニエーヴル県議会はニエーヴル経済開発・活性化機関(ADANE:Agence de Développement et d'Animation de la Nièvre Economique)の設立を承認した。このニエーヴルの組織は100%県議会に所属し、1995年は250万フランの予算で従来まで他の関係者が行っていた調査を担当する。クレルモンフェランにある中央山塊産業・経済発展機関(ADIMAC:Association pour le Développement Industriel et Économique du Massif Central)は1995年10月に設立20年を迎えた<sup>注46</sup>。

#### <州キャピタル・リスク会社>(instituts régionaux de capital-risque)

州キャピタル・リスク会社は株式会社である。小企業の設立及び拡張に際し、資本参加を行いながら企業を援助する。地方自治体、専門業種会議所、経済開発協会等の発意によって成立する。現在100機関を超える。1995年12月、ミディ・ピレネ州と州内の8県は資本金6000万フランで今後5年間で2000件の雇用創出を目標としたキャピタル・リスク会社を設立した<sup>注47</sup>。

#### <都市計画機関>(agences d'urbanisme)

国と都市を構成する市町村からなる協会であり、これに商工会議所、港湾、地方自治体等その他の地域関与者が加わることができる。その役目は、都市計画の権限をもつ当局の決定を助ける調査を行うことである。現在36機関のうち4機関は海外領土にある。

### 3 欧州連合の手段

欧洲連合の地域政策は、欧洲委員会及び欧洲投資銀行の管理する「構造的手段」と言われる全体的な財政的メカニズムに基礎を置く。

#### (1) 欧州連合助成金

4つの構造的基金(fonds structurels)がある。地方間不均衡是正を図る地域開発基金(FEDER:Fonds de Développement Régional)、労働者の雇用促進のための欧洲社会基金(FSE:Fonds Social Européen)、農村部の開発に貢献する欧洲農業指導・保証基金(FEOGA:Fonds Européen d'Orientation et de Garantie Agricole)、漁業指導財政機関(IFOP:Instrument Financier d'Orientation de la Pêche)がそれである。

<sup>注46</sup> Les Echos, 1995年10月19日、16頁

<sup>注47</sup> Les Echos, 1995年12月6日

融資活動の散逸を避け、地域政策の効率を強化するため、介入活動は6つの優先的目標に焦点を当てている。

- 1) 後進地域の開発促進及び構造的調整
- 2) 産業衰退の打撃を受けた地域の産業転換、失業問題の深刻な都市部、産業転換中の漁業地域、目標1)に関わる地域に隣接する地域
- 3) 長期失業対策、青年の職業生活への適応
- 4) 産業変化への労働力適応化
- 5) a 農業構造の適応化、漁業の近代化  
b 脆弱な農村部の開発・適応化
- 6) 北部過疎地域援助

目標の1)、2)、5)b 及び6)は、経済的困難に直面している地域に重点を置いている。歐州委員会は当該目標の対象となるヨーロッパの地域のリストを作成した。その他の目標は住民問題にかかわるもので、フランス全土が対象になる。

構造基金の資金は、各国の自主計画（大部分）または歐州共同体自主計画を通じて供与される。手続きは複雑である。一方、委員会が独自に行動することもできる。構造基金の相次ぐ改革、また、給付金の著しい増額は地方議員の関心を引いた。法的には国家のみがプロジェクトを提出することができるが、地方議員と委員会のきずなにより、議員も介入することが可能となる。

#### ＜国家自主プログラム＞(programmes d'initiative nationale)

当プログラムの策定には2種類の手順がある。第一は、加盟国が作成する国あるいは地方レベルの開発計画（フランスにおいては、国は州との計画契約に基づいて作成する）である。これは歐州委員会との協議で歐州連合支援枠組み(C C A:Cadre Communautaire d'Appui) となった後プログラムとなる。第二は、計画化単一書類(D O C U P : Documents Uniques de Programmation) である。これは、加盟諸国が最初からプログラム案を提出し、委員会の承認後直ちに実施可能となる。この2つの手順により活動の優先機軸と介入資金額が決定される。

歐州地域開発プログラム約20件の中には、以下の分野がある。雇用、養成、青年、連帶(S p e c : 地域雇用開発支援、P E T R A : 青年初級職業訓練及び成人・職業社会への準備等)／高度技術、エネルギー、環境(L i f e : 環境・地域開発、S p r i n t : 科学パーク等)／交流、協力関係(I n t e r p r i s e : 歐州連合域内3カ国3地方の中小企業間の協力関係促進等)／芸術、文化（ヨーロッパ建築物遺産の保存のためのモデル・プロジェクト支援、歐州共同体観光推進計画等）である。

## ＜欧州連合自主プログラム＞(programmes d'initiative communautaire)

当プログラムは欧州委員会がグリーン報告書（1993年）を出発点として定めた方針を基礎に作成され、欧州共同体に特別な影響を与える諸問題の解決に貢献することを目的とする。これを踏まえて委員会は加盟国の提出するプログラムを採択する。

1994年～1999年期のプログラム数は13件である。Interreg II（越境協力）、Leader II（農村開発）、Regis II（経済発展地域からかけ離れた地域）、Pesca（漁業再編成）、Urban（社会問題を抱える地区と社会的疎外）等である。

## ＜革新的活動＞

これは、協力関係による計画作成原則に対する唯一の例外的形態である。欧州委員会は単独で地域中小企業援助に関する実験的プログラムもしくは独自の組織を作ることができる。委員会は1994年～1999年期の優先課題として、地域間協力、ヨーロッパ圏整備、地域経済開発、都市政策の発展の4つを決定した。

欧州連合の特定目標に対してあるプロジェクトが地域援助を受けるためには、プロジェクトのかかわる地域がその目標の該当地域であり、また、プロジェクトの内容がその目標のために作成された事業プログラムの枠組みに入らなければならない。例えば、フランス、ルクセンブルグ及びベルギーの国境地帯にあるロンウェイ・ロダンジュ・アチュス国境盆地における産業転換は、共同体地域援助のInterreg I 及びIIプログラムにより、1985年に当該3国政府の着手したヨーロッパ開発拠点（P E D:Pôle Européen de Développement）の設立とともに成功しつつある。

各プログラムに割り当てられた資金は現地の諸活動及びプロジェクトに融資される。D A T A Rが上記目標の1)、2)、5)bを管理し、資金は直接地域に給付される(F E D E R)。また、農業省が目標5)a (F E D G A、I F O P)、労働省が目標3)及び4) (F S E)を管理する。予算はまず内務省予算に結合されて、その後州地方長官に委託される。共同体助成金を受けるプロジェクトは、国の融資対象ともなり得る。

## (2) 欧州連合貸付

欧州連合は、仲介機関、企業あるいは欧州投資銀行(B E I : Banque Européen d'Investissement)等を介して地方自治体に貸付けを行う。欧州投資銀行が関与するのは次の6目標に関するものに限られている。すなわち、①地域開発 ②中小企業の競争力強化③輸送・通信基盤整備 ④環境保全・生活環境の改善 ⑤産業近代化 ⑥エネルギー関連プロジェクト融資である。

個別の民間あるいは公共法人に対する1億5,000万フランを超す貸付の大部分は都市整備に関するものである。また、金融機関（フランス地方信用金庫、農業信用金庫、共済信

用金庫）を介して行われる上限のない総合貸付の大部分は、鉄道、道路等の輸送部門が対象となっている。

## 4 市民と企業

### (1) 市民

市民は仕事や様々な団体活動を通じて地域開発に参加している。また、自らの選出した議員を介して国土整備の決定にも間接的に参加する。この住民参加は欧州議会と州議会選挙により強化された。欧州連合と州はこの分野における重要な権限をもっているのである。しかし、議員の行う政策決定の効果は素人にはなかなか分かりにくい。例えば1市町村に1企業ゾーンというスローガンは素晴らしいが、実態が伴わなければ何にもならない。失業率と新規雇用数が分かりやすい評価基準であり、選挙が評価の場となる。

高速鉄道網、高速道路等大規模社会基盤<sup>注48</sup>のような場合には、事前調整によって市民、協会、議員、社会・経済関係者等がプロジェクトについて情報を得たり、討議したりすることができる。また、市民は具体的な問題（トンネル開通、工場の設置・閉鎖、高圧線の設置）、あるいは、一般的な問題（環境保護等）について、政府、地方自治体、または企業に対し圧力をかけるために自主的に協会を作ったりすることもできる。その例としてあげられるのが、大西洋に面した地域の地方自治体と商工会議所が、パリの新空港の建設がシャルトルの西南部に決まったことを受けてTGV大西洋線と欧州線の相互乗り入れ実現のための協会を設立した際に、地方議員の大半は満足の意を表明したが、約2,000人の住民が計画反対のため協会を創設したという事実である。

### (2) 企業

企業は国土整備、地域開発に様々な形で貢献している。企業を設置し、請負業者との契約関係を発展させ、未経験青年の雇用措置を支援し、また、農村部に多目的サービス拠点の開発を行う。

大企業であるほど、その影響は大きい。青年雇用対策等の危機対策に参加して「市民企業」とも評されている大企業もある。一方、企業にとっても良いイメージを与える宣伝になっている。国は、上述の援助方法のほかにも、企業、国土整備省等の諸省庁及び諸機関から構成される経済開発・雇用協力憲章(Charte de Partenariat pour le Développement Économique et l'Emploi)を通して企業の動員を図っている（ただし法的効力はない）。憲章加盟企業は新企業の設立に対する援助やノウハウの提供を行う。

<sup>注48</sup>MARCAULT N., "Malgré la concertation, les maires restent inquiets"（『協調しても市長たちはまだ不安』），*Le Courrier des Maires*、（『市長の便り』）、1995年3月24日、28頁

公共施設が民間融資を受けることが多くなってきており、企業の関心も国や地方自治体の奨励策によって高まっている。また、市町村が不動産開発に向けて土地を提供することもある。大規模整備事業における新しい協力形態が生まれてきている。

#### 第4節 資金調達

契約方式の発達に伴い投資の重複、共同化が増え、国は国・州間計画契約をもってその削減に努めている。しかし、中央権力が後退し、また、欧州連合の比重が増すにつれて関係者間の協力も増える。このように資金調達は分散しているのでその実像を把握することは非常に難しい。

##### 1 奨励的な国家予算

国の国土整備予算は概して不規則な変化をしてきた。また、その割合も小さなものであり、1985年以降は急減している。予算の性格は主として奨励策的なものであるといえる。

1996年度財政法では、1兆5,410億フランの総予算のうち33億3,400万フランが国土整備・都市問題省に充てられ、これは対1995年度比1%の減少となった。国からの予算は、割当資金の算入方法が複雑であり、また、その資金が省庁間、国土整備省内部、各種特別基金間に散らばっているので正確に評価することは極めて難しい。国土整備関連基金予算は減少した（付録第1表参照）。F R I L E 、 F N A D T （国立国土整備・開発基金：1995年2月4日法により発足）、F I A T 、 F I D A R 及び鉱山地帯再編成基金等の諸基金の国・州間計画契約に対する1994年～1999年期の総予算額は約48億フランである。

D A T A R の作成した諸表により資金源の配分がよく分かる。計画契約は国土整備、地域開発の主要な要素となりつつあり、その役割は今後さらに重要になるものと思われる、ただし、国と自治体の計画契約の枠内での投資の割合は、それぞれ20%、10%と比較的少ないものとなっている。

付録第2表を参照すると「1994年～1998年期の国・州間計画契約による公的投資額」は762億フランへと著しく増加した。うち675億フランは計画契約（32%増）、87億フランは都市政策へ割り当てられる。これは各契約の経費の30%～70%を補充することになる。イール・ド・フランス州への給付額の減少分が最も困難な州へ割り当てられた。その他にも欧州基金から436億フラン、地方自治体から944億フラン、また、各種機関、企業からの拠出がある。付録第3表は同期の「国・州間計画契約における省庁別国家資金」を示す。これによると、金額の最も大きいのは輸送・設備省、次いで高等教育省である。ここから経済開発の優先課題がはっきりとわかる。付録第4表は同期の「国・州間計画契約

における州別確定受給額」を示すが、イール・ド・フランス州及びノール・パ・ド・カレー州の活力が確認される。

また、国から地方自治体への交付金総額は1994年の2,606億8,900万 Franc から1995年には2,723億9,100万 Franc (1995年度財政法) になった。この金額には国の減税策による収税減少分の補填、権限の移転にかかる業務遂行経費が含まれている。1995年の運営資金援助は1,734億8,400万 Franc、投資資金援助は348億4,200万 Franc である。

## 2 増加し続ける地方自治体予算

1993年の市町村及び市町村連合の予算総額は4,000億 Franc であった。その内訳は、パリ250億 Franc、市町村連合1,000億 Franc、本土県1,970億 Franc、本土22州640億 Franc である。予算は年々増加している。地方自治体の国土整備及び地域開発関連予算の集計に非常に時間がかかるので、現在1993年度予算の数値のみが確定しており、それ以降は予測数値にすぎない。。

付録第6～8表で1992年及び1993年の投資、経済介入支出状況が示されている。地方自治体の主要な介入領域とともに、地方自治体があらゆる分野に関わっていることがわかる。

地域の投資は直接投資（工事、取得）と間接投資（補助金）の2つに分類することができる。大部分の支出が市町村及び県にとって非常に重要な都市開発（道路、共同輸送、水道等）、次いで一般サービス（行政機関建物等）に充てられている。農村開発全体では支出の17%を占めるが、市町村及び市町村連合にとっての比重はさらに高くなる。教育、文化、輸送、通信はそれぞれ総額の10%を占める。しかし、州によっては教育に支出のほぼ半分を充てているところもある。

1992年の地方自治体全体の経済援助額は133億 Franc、1991年の137億 Franc に比し3.1%の減少であった。これは1984年以来初めての減少であるが、市町村及び市町村連合で減少した反面、州及び県の援助は増加した。1993年総額は154億 Franc に達し、それに比較して10年前は44億 Franc であった。直接援助（補助金、助成金等）は主要経済介入形態であり、127億 Franc (80%) が割り当てられる一方、間接援助は27億 Franc である（債務保証、建物転売・賃貸等）。市町村、県及び州の主要介入領域は、工業・商業・手工業、次いで住居である。これに県及び州の農業が続く。県は農村部市町村に補助金を給付する一方、市町村及び市町村連合は建設・公共事業に力を入れる。観光援助は県、市町村の比重が州より高い。

地方自治体の中では州の予算が最も少ない。国土整備に対する州の貢献度は高いが、その数量化は難しい。その理由は、事業の行政的分類が非常に多岐にわたり、かつ、州によって運営・投資支出がかなり大きく変動するからである。同様の設備でも州によって資金

源が地方税であったり、国税であったりする。イル・ド・フランス州の道路は、州の設備であっても国税が資金調達源である<sup>注49</sup>。しかし、一般的には、州の設備補助金は輸送・通信、経済活動、農村開発の3分野に集中していると言える。また、州予算は主として投資に比重が置かれている。

### 3 増加する欧州連合予算

欧州連合はフランスの地域開発活動への参加をますます強めている。欧州連合資金はFEDER、FSE、FEoga、IFOP等の基金を通じて供給され、国、州及び民間企業の努力を補っている。欧州連合は1994年から1999年までの期間の地域開発の基金の予算として1,570億ECUを割いている。これは欧州連合予算総額の3分の1に相当する。そのうちFEDERが50%を占め、また、70%が目標1（本文61頁参照）の対象地域に割り当てられる。予算の90%が各加盟国の自主活動支援にかかわるもので、共同体自主プログラムには9%、革新的活動には1%が割り当てられる。フランスが同期に受ける額は123億ECU（800億フラン）である。

フランスの地方行政機関は1980年～1993年間に欧州投資銀行から220億フランの貸付を受けた。1993年はフランス全体で150億フランの貸付を受けたが、そのうち50億フランが地方行政の対象となった。

---

<sup>注49</sup>Crédit Local de France, DATAR, *Finances locales et aménagement du territoire*, (『地方財政と国土整備』)、1995年, 38頁